

主役は私たち

鳥取市消費生活プラン

【鳥取市消費者教育推進計画】

（令和８年度～令和１２年度）

令和８年３月



はじめに

近年、少子高齢化の進行や消費生活のグローバル化、デジタル化の進展により、年齢を問わずインターネット通販やSNSの利用による消費者トラブルが増加するなど、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、成年年齢引き下げによる若年者層の消費者トラブルの増加も懸念されており、いかに消費者トラブルの予防・解決を図るかが求められています。さらに、消費生活のグローバル化や大量生産、大量消費の中で、消費者一人ひとりの消費行動が社会経済の情勢や地球環境に大きな影響を与えています。

国は平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」を施行し、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することで国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的に、地方公共団体には国の施策を踏まえた消費者教育推進計画の策定を努力義務としました。

本市では、平成30年3月に消費者である市民誰もが安全な消費生活を送ることができるための「消費者の安全確保」と、誰にとっても公正で持続可能な社会である「消費者市民社会の構築」を目指し、「主役は私たち 鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）」を策定しました。令和7年度で計画期間が終了することから、このたび令和8年度から令和12年度までの5年間の第3期の計画期間とし、引き続き消費者としての学びの場を積極的に作り、誰もが消費者として自立し、活躍できるより良い豊かなまちづくりを市民と協働で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただいた多くの市民の皆様をはじめ、鳥取市消費者行政審議会委員の方々に心から深く感謝申し上げます。

令和8年3月

鳥取市長 深澤 義彦



目 次

第1章 計画策定の基本的事項

1	計画策定の背景と目的	1
	(1) 計画策定の背景	
	(2) 計画策定の目的	
2	消費者教育の定義	3
	(1) 「消費者教育」とは	
	(2) 「消費者市民社会」とは	
	(3) 「エシカル（倫理的）消費」とは	
3	計画の位置づけ	5
4	計画期間	5

第2章 本市における消費者教育の現状と課題

1	消費者を取り巻く環境の変化	6
	(1) 社会情勢の変化	
	(2) カスタマーハラスメント対策	
2	消費生活相談の現状と課題	7
	(1) 消費生活相談の現状	
	(2) 鳥取市消費生活センターにおける今後の課題	
3	消費者教育・啓発の現状と課題	11
	(1) 消費者教育・啓発事業の現状	
	(2) 鳥取市消費生活センターにおける今後の課題	
4	本市における消費者教育の課題	13

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本方針	14
2	基本施策	14
	(1) 「消費者教育」、「消費者市民社会」の意義の周知	
	(2) 消費者教育の担い手の育成と充実	
	(3) 消費生活センターの周知と消費者教育の拠点化に向けた整備	
3	施策の体系	18

第4章 計画期間における重点施策と取組

1	ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進	19
2	高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実	22
3	エシカル消費の意義の普及と推進	25

第5章 計画の推進体制の構築

1	消費者教育推進拠点としての消費生活センターの機能の充実	27
2	計画全体の推進体制の構築	28
3	成果の検証	28

参考資料

鳥取市消費者行政審議会 委員名簿	29
消費者教育の推進に関する法律（平成24年8月22日法律第61号）	30
消費者教育の推進に関する法律の概要	34
消費者教育の推進に関する基本的な方針	35
持続可能な開発目標（SDGs）の推進と消費者政策	36
消費者教育の体系イメージマップ	37